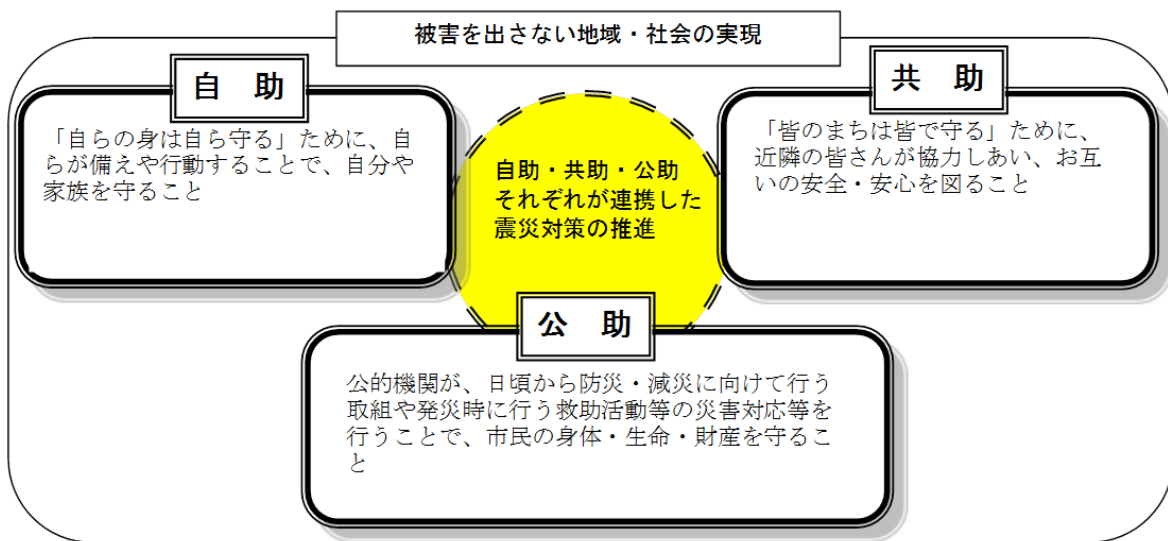


地域の防災力の強化・向上（自助・共助の取組への支援）

1 自助・共助・公助の連携

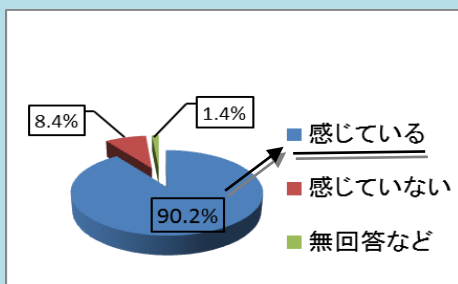
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災での教訓等から、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、災害による被害を少なくする「減災」という視点に立った取組等を重点として、対策を強化しました。また、「減災」のためには、行政による「公助」とともに、市民、地域、事業者の皆様が「自助」「共助」が不可欠であるため、「自助」「共助」「公助」それぞれが連携した対策となるよう取り組んでいます。

さらに、「横浜市震災対策条例」（資料 1）や、「よこはま地震防災市民憲章」（資料 2）、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」（資料 3）を制定し、「自助」「共助」意識の醸成を図っています。

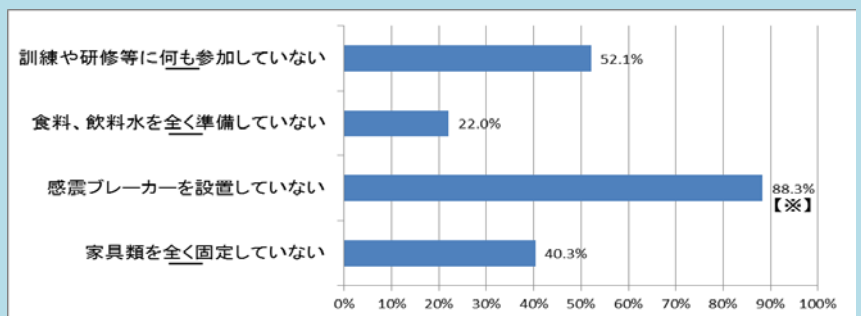


2 市民の「自助」「共助」の意識（27 年度実施 危機管理アンケートの結果より）

●大地震への不安

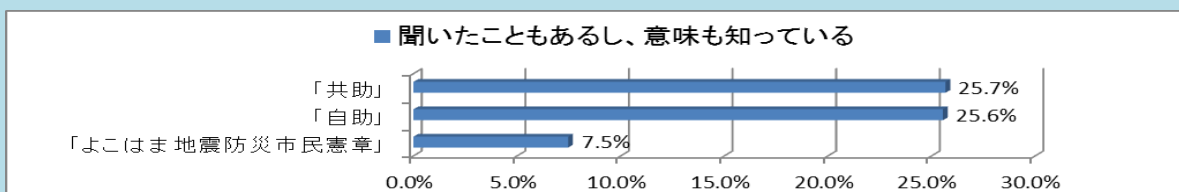


●主な自助・共助の取組状況



【※】有効回答のうち、感震ブレイカーを知らない（無回答含む）及び設置していない（今後設置したい、無回答含む）人の割合

●「自助」「共助」等の認知度



【調査概要】有効回答数 3,217 / 市内居住 15 歳以上 / 住民基本台帳から無作為抽出

3 「自助」「共助」の推進に係る主な取組（総務局）

《地域防災の担い手の育成》

(1) 防災・減災推進研修（平成 26 年度） 中期

	中期計画の目標	平成28年度末実績
防災・減災推進員の育成	1,600人(H26～H29)	1,382人

地域の自発的な自助・共助の取組を強化し、より多くの地域住民への働きかけが地域ぐるみで行われることを狙いとして、自治会・町内会等により組織されている町の防災組織のメンバー（役員や防災担当者など）を対象に、防災・減災に関する知識や先進的な取組を行っている地域の事例を学ぶ研修（①基礎編）を実施しています。

あわせて、基礎編の受講者をご自分の地域で研修内容を広めていただくことをサポートする研修（②支援編）や、防災のまちづくりや災害時のリーダーのあり方、発災時の町の防災組織の対応を学ぶ研修（③応用編）を実施しています。

特に、②支援編は、地域の状況やニーズ等にこれまで以上に、きめ細かく対応していくため、29年度から区役所と連携して実施します。

(2) 横浜市民防災センターの活用（平成 29 年 7 月）

平成 28 年度から実施している、広く市民を対象として様々な災害をテーマとした講座を、“防セン アカデミー”として、横浜市民防災センターと危機管理室の共管で実施します。

29年度実施概要

実施期間	テーマ	実施回数	募集定員
7月～30年3月	①地震火災対策、②大雨等対策、 ③マンションの地震対策、④要援護者支援、 ⑤わが家・地域の災害対策、 ⑥女性の視点をいかした自助・共助	各テーマ 3回	各回 50名 (延べ 900名)

(3) 横浜防災ライセンス事業（平成 16 年度）

地域防災拠点の資機材取扱いに関する実践的な講習を実施し、受講した資機材取扱リーダーが、地域防災拠点での防災活動に参画することによる地域防災力の向上を目的として実施して

養成実績(29年4月現在、累計)

資機材取扱リーダー		資機材取扱指導員
生活資機材	救助資機材	
5,294人	4,769人	
延べ 10,063人		158人

おり、現状では、リーダーの少ない拠点のリーダー確保を重点として、講習会等を開催しています。

また、各区の資機材取扱リーダーと地域防災拠点運営委員会の連携を強化する取組を支援しています。

(4) 町の防災組織チェックシート（平成 29 年 4 月）（資料 4 防災よこはま 含む）

横浜市が目指すべき町の防災組織の姿を明確化した「町の防災組織チェックシート」を作成しました。

このチェックシートは、町の防災組織の自己診断のツールとして地域の皆様が活用し、自身の地域がどのような町の防災組織を目指すべきかの判断材料にさせていただくとともに、地域の皆様で共有することで、自助・共助の啓発につながることも狙いとしています。

各区役所防災担当や危機管理室がこのシートを活用した地域を支援することで、地域と区・局が連携して地域防災力の向上を推進します。

(5) 地域の実情に合わせた減災活動推進事業（平成 25 年度）

区が行っている地域の自助・共助を支援する研修や横浜市民防災センターを活用した担い手育成などの取組を推進するため、必要な事業費を区に配付しています。

各区の主な取組実績(28年度)

内 容
・横浜市民防災センターを活用した体験ツアー及び研修の開催
・講演会や啓発イベントの開催

《市民や町の防災組織が行う自助・共助の支援》

(1) 防災よこはま（平成 29 年 3 月）（資料 4 町の防災組織チェックシート 含む）

「防災よこはま」は、平成 25 年度に全戸配布した「わが家の地震対策」の内容に、風水害等の対策を追加し、横浜市における地域の防災・減災活動の基本的かつ統一的なテキストとして新たに作成したものです。

地域防災の担い手を育成する防災・減災推進研修の教材とするほか、地域の皆様が教えあい、学びあう際の資料として活用を図っています。

発行実績(29年4月末時点)

作成部数	配布先
15万部	・区役所 各3,000部
	・消防署 各2,000部
	・横浜市民防災センター 2,000部
	・単位自治会・町内会 各1部

(2) ヨコハマの「減災」アイデア集（平成 27 年度）、「町の防災組織」事例発表会（平成 27 年度）

町の防災組織が取組を進めていく中で直面する課題を解決するための参考となるよう、地域の特性に合わせた取組事例を、「ヨコハマの「減災」アイデア集」としてまとめ、全ての自治会・町内会に配布するとともに防災・減災推進研修で活用しています。

また、「町の防災組織」事例発表会は、防災・減災推進研修の支援編を受講した方が属する町の防災組織が、その後の活動を報告するもので、地域の積極的な取組が他の町の防災組織へ波及していくことを期待し、開催しています。

発行実績(28年度末時点 累計)

作成部数	配布・活用方法
1万6千部	・単位自治会・町内会 各1部
	・防災・減災推進研修受講者

(3) 町の防災組織活動費補助金（昭和 56 年度）

町の防災組織が行う自主防災活動の経費の一部として1世帯あたり160円の補助金を交付し、地域の自主防災活動を支援しています。

補助対象(27年度実績)

申請団体数	申請世帯数
約2,700団体	約128万世帯

(4) 感震ブレーカー等設置推進事業（平成 25 年度）

地震発生時の火災の多くが、住宅における火気・電気器具の転倒又はこれらへの可燃物の接触による出火とされていることから、延焼拡大危険等の高い地域を対象に、大震災発生時に自動的に住宅の電気供給を遮断する感震ブレーカー等の設置補助を実施しています。

補助実績(28年度末時点 累計)

簡易タイプ	分電盤タイプ
5,975個	1,003件

(5) 家具転倒防止対策助成事業（平成 25 年度）

地震発生時における人的被害を抑えるため、家具類の転倒防止器具を自力で設置することが難しいと考えられる高齢者や障害者等のみの世帯を対象に設置補助（取付代行）を実施しています。

補助実績 (28年度末時点 累計)

件数
864件

4 「自助」「共助」の推進に係る主な取組（消防局）

《地域防災の担い手育成》

(1) 地域（自治会・町内会）に対する防災指導【昭和 55 年度～】

火災はもとより地震などの災害に備え、地域住民が起震車で地震体験や、消火器の取り扱い、応急手当を学ぶことにより、自助を中心とした行動を行えるよう、防災指導を実施しています。

28年度実施実績	
延回数	2,488回
延人数	196,911人

(2) 横浜市民防災センターでの体験研修【平成 28 年度リニューアル】

自助・共助を学べる本市の中核施設として、「自分の命を守る自助意識」、「お互いに助け合う共助意識」の啓発とその行動を起こすことができるよう、昨年リニューアルオープンし、地震体験、避難行動体験、消火体験などの体験ツアーや、初期消火器具、AEDの取り扱いなど実体験型プログラム、各種防災イベントの開催、防災グッズ作製（新聞紙を使ったスリッパやお皿の作製、雨具作製）などの各種ワークショップなどを実施しています。

28年度来館者数実績
122,862人

(3) 家庭防災員の研修【昭和 44 年発足 制度見直し平成 24 年度～】

家庭防災員制度は、昭和 44 年に「自らの家庭は自らの手で守る」を合言葉に本市独自の制度として発足しました。平成 23 年度までに約 19 万人の方々を家庭防災員として委嘱し研修を実施しましたが、時代に即し制度を少しずつ見直し、平成 24 年度からは「自助から始まり、地域防災の担い手にもつなげる研修制度」として実施しています。研修は、1 年を通じて防火研修、救急研修、地震研修、風水害研修、災害図上訓練などを実施しており、これまでに 13,659 人の方が研修を修了しています。

(4) 将来の防災の担い手育成【平成 21 年度～】

未就学児から高校生年代まで、年代に応じた防災・減災の啓発を実施し、将来の防災の担い手を育成しています。特にお出かけ防災教室は、市内全小学校の約 85%で実施しています。

28年度実績		
啓発内容等	対象	実績
未就学児啓発、避難訓練	幼稚園・保育園等の未就学児	843回 69,372人
お出かけ防災教室	主に小学校4年生	296校 28,291人
わくわく消防体験塾	主に小学校高学年	23回 2,612人
職業体験、防災啓発	中学年、高校生	169回 11,515人

《地域への支援》

(1) 初期消火器具等整備費補助事業【平成 23 年度～】

平成 23 年度以前の初期消火器具等は、財団法人の事業により、自治会町内会に設置されたものや自治会町内会で独自に設置したものがありません。財団法人の解散とともに、平成 23 年度からは本市が、地域を火災から守るため、自治会町内会に対して初期消火・延焼防止に使用する「初期消火器具等」の設置普及に向け、設置にかかる費用の一部を補助し、現在までに 300 基が設置されており、平成 34 年度までに 700 基を補助いたします。一人でも多くの方が初期消火器具等を取り扱えるように訓練指導を推進し、共助の力を強化するとともに、初期消火力の向上を図っています。

(2) 地域訓練記録台帳の導入【平成 28 年度～】

消防署所において自治会・町内会毎の訓練記録簿を作成し、災害履歴や地域特性、訓練状況を一元的に把握し、地域実情や継続した訓練などができるよう、きめ細かな地域指導を目的に導入しました。防災訓練を実施していない地域への働きかけや、訓練内容の充実を図るなど、地域の自助・共助の支援を行っています。

横浜市震災対策条例 (抜粋)

制定 平成 10 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号
改正 平成 25 年 9 月 30 日横浜市条例第 56 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 2 条)
- 第 2 章 市の責務 (第 3 条—第 6 条)
- 第 3 章 市民の責務 (第 7 条)
- 第 4 章 事業者の責務 (第 8 条・第 9 条)
- 第 5 章 予防対策及び応急対策 (第 10 条—第 33 条)
- 第 6 章 復旧対策及び復興対策 (第 34 条・第 35 条)
- 第 7 章 雑則 (第 36 条・第 37 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、震災対策について、基本理念を定め、横浜市 (以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災の予防対策、応急対策、復旧対策及び復興対策について定めることにより、震災対策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災 地震により発生する被害をいう。
- (2) 震災対策 地震により発生し得る被害を最小限とするための予防対策、地震が発生した場合における被害の拡大を防ぐための応急対策、地震により被害を受けた社会基盤等の早期の回復を図るための復旧対策並びに地震により被害を受けた市民生活、経済活動等の再建及び都市の安全性の向上を図るための復興対策をいう。
- (3) 自主防災組織 自治会、町内会その他の災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。(平 25 条例 56・一部改正)
- (4) 地域防災拠点 あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の震災が発生した場合における避難場所としての機能を有すると認められる施設で、避難場所、情報の受伝達を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として整備するものをいう。

第 2 章 市の責務

(基本理念等)

第 3 条 市、市民及び事業者は、自助、共助及び公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として震災対策に取り組まなければならない。

2 市は、前項の基本理念にのっとり、市民及び事業者の自助及び共助の意識を高め、震災に強い人と地域をつくるため、市民憲章を制定するものとする。

(市の基本的責務)

第 4 条 市は、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならない。

(横浜市防災計画の実施)

第 5 条 市は、横浜市防災計画 (災害対策基本法第 42 条の規定に基づき横浜市防災会議が作成する地域防災計画をいう。) に基づき、震災対策の的確かつ円滑な実施を推進するものとする。

2 市は、前項の横浜市防災計画には、減災 (地震により発生し得る被害を軽減することをいう。) 並びに早期

の復旧及び復興を実現するための目標を設定し、その実施を推進するものとする。

3 第1項の規定により震災対策を推進するため、区長は、各区の地域性に応じて区別防災計画を作成し、その実施を推進するものとする。

4 市は、前3項の規定により震災対策を推進するに当たっては、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(職員の責務等)

第6条 職員は、常に震災対策に関する知識及び技術の習得に努め、地震が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定められた配備計画に基づき、直ちに、それぞれの配置に就いて震災対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 市は、震災対策の的確かつ円滑な実施を推進するため、職員に対し、防災訓練、防災教育等（以下「防災訓練等」という。）を行うものとする。

第3章 市民の責務

(市民の基本的責務)

第7条 市民は、防災訓練等に積極的に参加し、震災対策に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 市民は、その所有し、又は占有する建築物の安全性の向上、食料、飲料水等生活必需品の備蓄その他の震災に備えるための手段を講ずるよう努めなければならない。

3 市民は、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、相互に連携を図り、自主防災組織に参加する等地域における震災対策の推進に努めなければならない。

第4章 事業者の責務

(事業者の基本的責務)

第8条 事業者は、従業員等が震災対策に関する知識及び技術を習得することができるよう、防災訓練等に参加することができる機会を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の震災対策の推進を図らなければならない。

3 事業者は、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等との連携に努めなければならない。

(特定事業者の防災計画)

第9条 震災対策を特に必要とする施設等を設置している事業者で規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定める事項について、防災計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。

2 特定事業者は、前項の規定により防災計画を作成したときは、これを市長に届け出るとともに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

3 特定事業者は、前項の規定により届け出た防災計画が適当でなくなったときは、直ちに、これを変更し、市長に届け出なければならない。



よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちで守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。
大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。
私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、**私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。**

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、**私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。**

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、**私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。**

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、**私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。**

平成 25 年 3 月 11 日制定

よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いったん避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例

制定 平成 25 年 6 月 5 日横浜市条例第 30 号

改正 平成 25 年 9 月 30 日横浜市条例第 56 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 自助(第 6 条—第 13 条)

第 3 章 共助(第 14 条—第 17 条)

附則

横浜市は、多くの先人の努力により、関東大震災をはじめとする大規模な震災、風水害などの災害から復興を果たし、我が国で最大の人口規模を有する基礎的自治体へと発展してきた。

一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、私たちはこれまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害の発生を防ぐための行政による対策の限界と、事前に防災の備えを講ずることで被害を少なくする「減災」の重要性を確認した。

元禄型関東地震や首都直下の東京湾北部地震、南海トラフの大連動地震がひとたび発生すれば、ここ横浜でも甚大な被害が想定されることから、行政による対策はもとより、私たち市民一人一人が災害に備え、まずは自らの命を守る「自助」の理念をより具体化するとともに、都市化に伴う核家族化や少子高齢化が進展し、人と人との関係が希薄となっていることを踏まえ、近隣や地域において、市民が助け合い、かつ、支え合うことにより、災害から命を守る「共助」の理念をより具体化していく必要がある。

こうした考えのもと、市民の命を守るため、災害時における市民及び事業者の「自助・共助」の役割を明らかにすることにより、災害を軽減する減災社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害時における市民及び事業者の自助及び共助の理念並びにそれぞれの役割を明らかにすることにより、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図り、もって災害を軽減する減災社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象及びこれに伴い発生する異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (4) 町の防災組織 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)のうち防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。
- (5) 地域防災拠点 あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の災害時における避難場所としての機能を有すると認められる施設で、避難場所、情報の受伝達を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として整備するものをいう。

(平 25 条例 56・一部改正)

(基本理念)

第 3 条 災害に関する対策は、次に掲げる理念を基本として実施されなければならない。

- (1) 市民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守るという自助の理念
- (2) 市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという共助の理念

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自助及び共助の理念に基づき、日頃から災害時への備えを心がけるとともに、地域

における防災に関する活動及び横浜市(以下「市」という。)又は神奈川県(以下「県」という。)が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自助及び共助を促進するための市の責務)

第5条 市は、自助及び共助の理念を推進するための体制整備、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行い、市民及び事業者の自発的な防災に関する活動の促進を図るものとする。

2 区長は、各区の地域性に応じて、自助及び共助の理念に基づく防災に関する施策を講ずるものとする。

第2章 自助

(生活物資の備蓄等)

第6条 市民は、日頃から災害時に備え、少なくとも3日分の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄し、避難の際にこれらを持ち出すことができるように準備しておくとともに、防災に関する情報を収集する手段を確保しておくよう努めなければならない。

(地震への備え)

第7条 市民及び事業者は、家具、家電製品、事業用機器及び設備その他の物品、設備等について、地震に伴い容易に転倒、落下等をしないよう適切な対策(窓ガラス等の飛散を防止するための対策を含む。)を行うよう努めなければならない。

(連絡方法の確認等)

第8条 市民は、日頃から、災害時における家族等の安否の確認のための連絡方法、集合場所等を確認しておくよう努めなければならない。

(防災知識の習得等)

第9条 市民は、防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

2 前項の防災に関する活動を実施する者は、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、当該活動の実施に当たり、若年者の参加を促すよう努めなければならない。

3 市民は、自ら居住する地域において、日頃から、市、県又は関係機関が提供する防災に関する情報を活用し、災害が発生するおそれがある危険な箇所、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の自らの安全を確保するために必要な事項を確認しておくよう努めなければならない。

(自主避難等)

第10条 市民は、災害時においては、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するよう努めるとともに、避難勧告その他の避難のための措置の発令等があったときは、速やかに、これに応じて行動しなければならない。

(従業者等の安全確保等)

第11条 事業者は、その社会的責任を認識し、災害時における従業者及び顧客(以下「従業者等」という。)の安全を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業者自らの負担及び責任において、事業所その他の施設及び設備の災害時における安全性を確保するとともに、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。

3 事業者は、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の従業者等の安全を確保するために必要な事項を確認し、これを従業者等に周知するよう努めなければならない。

(事業活動の継続)

第12条 事業者は、災害時において、事業活動を中断しないよう、又は中断した場合においては早期に再開できるよう事業活動を継続する体制の整備に努めなければならない。

(従業者の一斉帰宅抑制等)

第 13 条 事業者は、災害時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しが無いときは、従業者等の安全を確保するため、従業者等に対する事業所内での待機の指示その他の必要な措置を講じ、従業者等が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による従業者等の待機を維持する上で必要となる事業所内の環境を整備するとともに、少なくとも 3 日分の従業者等のための食料、飲料水等の生活物資を備蓄しておくよう努めなければならない。
- 3 事業者は、あらかじめ、災害時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者の家族その他の緊急連絡を要する者との複数の連絡手段の確保その他必要な準備をすべきことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

第 3 章 共助

(町の防災組織)

第 14 条 市民は、町の防災組織が互いに助け合って自らの地域を守る共助の中核をなす組織であることを認識し、その活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 町の防災組織は、市、事業者、関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及、災害が発生するおそれがある危険な箇所の定期的な確認、防災訓練その他の災害を予防するための対策を地域の実情に合わせて日常的に行うとともに、災害時において、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策を実施するよう努めなければならない。
- 3 町の防災組織は、その活動の実施等に当たっては、若年者が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、若年者の参加を促すよう努めなければならない。
- 4 町の防災組織以外の自主防災組織は、町の防災組織と連携協力して、防災に関する活動を実施するよう努めなければならない。

(地域防災拠点の運営)

第 15 条 市民は、地域防災拠点における安全かつ秩序ある避難生活の確保及び共助の理念に基づく防災に関する活動の充実を図るため、地域防災拠点運営委員会(地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織をいう。以下同じ。)の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めなければならない。

(災害時に備えた地域連携)

第 16 条 町の防災組織及び事業者は、災害時における食料、飲料水、医薬品等の生活物資の供給、輸送等に関する協定を締結するなど、日頃から災害時に備えた地域連携を構築するよう努めなければならない。

(災害時要援護者の支援)

第 17 条 町の防災組織は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者(以下「災害時要援護者」という。)の安否確認、避難誘導、救出救助等を円滑に行うため、市と連携し、あらかじめ、当該地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、防災に関する活動に参加しやすい環境の整備その他の支援体制の整備に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行する。

消防団の充実強化に向けた取組について

1 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の概要

平成 7 年の阪神・淡路大震災及び平成 23 年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されました。

この法律は、地域防災の中核として「消防団」の存在を重視しており、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとして、国や地方公共団体は、その強化のために必要な措置を講ずるものとしています。

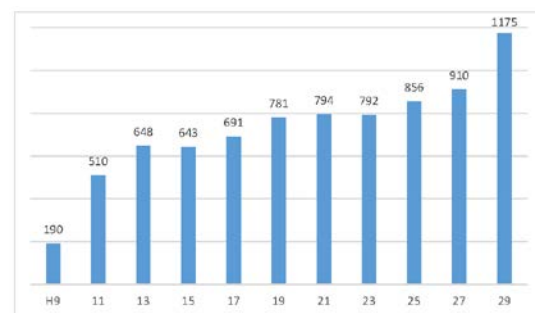
消防団の強化

- 消防団への加入の促進
 - 幅広い住民層への加入促進
 - ・女性団員の加入促進
 - ・学生団員の加入促進「学生消防団員活動認証制度」
- 事業所への消防団活動に対する理解の促進
 - 消防団協力事業所表示制度
- 装備・教育の充実
- 消防団員の処遇改善

2 消防団への加入の促進等

【横浜市消防団員の現状】

- ・消防団員の実員数：7,669 人（定数：8,305 人）
 - ・消防団員の被雇用者化：60.6%（10 年前：50.3%）
 - ・消防団員の高齢化：49.6 歳（10 年前：48.4 歳）
- ※ 数値は平成 29 年 4 月現在（カッコ内は平成 19 年 4 月現在）



■ 女性消防団員の確保（平成 9 年度～）

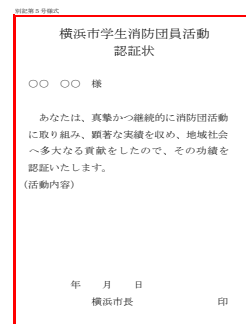
平成 9 年度から女性消防団員の採用を開始し、当初は、災害現場の避難誘導や広報などの後方支援が主な任務でしたが、現在は、男女を問わず、消火活動や救助活動等にもあたっており、当初の 190 名から、平成 29 年 4 月現在で 1,175 名となっています。

■ 消防団協力事業所表示制度の導入（平成 20 年度～）

本制度は、従業員の消防団への入団促進に積極的に取り組んでいる事業所や勤務時間中の出勤など、消防団活動に協力している事業所に対して、表示証を交付し、地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価するもので、現在、71 の事業所に交付しています。



＜協力事業所表示証＞



＜学生消防団員活動認証証＞

■ 学生消防団員認証制度の導入（平成 28 年 1 月～）

大学生等の若年層の入団促進を図るため、平成 28 年 1 月から、学生消防団員に対する就職活動支援の一環として、就職活動時において消防団活動が積極的に評価されるよう、「学生消防団員認証制度」を導入しました。現在、21 人の大学生等に対し、学生消防団員活動認証状を交付しています。

【横浜市消防団員数の推移】

全国的に消防団員が減少する中、本市では、平成 24 年度に 7,022 人（充足率 84.6%）であった消防団員数は、平成 29 年 4 月には 7,669 人（充足率 92.3%）となりました。5 年間で 647 人も増員が図られ、平成 27 年度における横浜市消防団の増員数は、全国 1 位でした。

また、平成 28 年 12 月には、山手・旭・戸塚の三消防団が、消防団員確保の取組を進め、大幅な増員が図られたことに対し、神奈川県内の消防団では初めて総務大臣感謝状を受賞しました。



3 装備・教育の充実、地域防災力の向上

■ 消防団施設・車両・装備の充実・強化

《国の基準改正に伴う追加資機材等》

項目	装備品	配備対象
安全確保装備	救命胴衣	全消防団員
	防塵メガネ	
	防塵マスク	
	耐切削性手袋	
	防火手袋	
救助活動用資機材	AED	分団ごとに配備
	油圧切断機	分団ごとに配備
	エンジンカッター	分団ごとに配備
	油圧ジャッキ	分団ごとに複数配備
	可搬ウインチ	分団ごとに複数配備
情報伝達機器	車載無線機	全消防団車両
	携帯無線機	班長以上
	トランシーバー	班長及び団員

《継続して整備している資機材等》

項目	現有数	整備状況(更新数)		
		H26	H27	H28
器具置場	442	3	6	11
積載車	軽自動車	175	4	19
	普通車	222	-	4
可搬式小型動力ポンプ	540	3	35	40



＜積載車（普通車）＞



＜器具置場＞

■ 消防団員に対する教育訓練基準の見直し（平成 27 年度～）

国の「消防学校の教育訓練の基準」が改正されたことを踏まえ、本市でも見直しを図り、平成 27 年度に「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」を設け、現場のリーダーに対する教育訓練の充実を図っています。

■ 「消防団員の基礎的諸能力の確認」の開始（平成 30 年度～）

新たな救助資機材等の配備を踏まえ、資機材取扱いに関する各自の技能の到達段階を把握するとともに、不足している能力向上に向けた取組を推進するため、平成 30 年度から、「消防団員の基礎的諸能力の確認」を全消防団で実施します（平成 28・29 年度は習熟期間）。



＜油圧ジャッキ＞ ＜チェーンソー＞

■ 地域における防火・防災対策への支援

地域における初期消火力の向上を図るため、初期消火器具等の取扱い指導を実施しているほか、応急手当に関する普及啓発を図るため、救命講習の指導なども積極的に実施しています。



＜初期消火器具の取扱い指導＞

4 消防団員の処遇改善、消防団運営体制の充実

■ 消防団員の処遇改善

- ◇ 年額報酬の引上げ
- ◇ 出勤報酬の拡充：火災や風水害等の災害に出勤した際、訓練や地域での防災指導を行った際に支給

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
本市	84,000	70,000	50,000	45,000	39,000	36,000	34,000
政令市平均	84,100	66,000	52,200	44,900	35,900	33,600	32,000
国の基準額	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500

※政令市平均額:平成29年4月1日現在
※国の基準額:地方交付税算定基準額

■ 消防団活動充実強化費

地域特性に応じた様々な活動や環境整備など、消防団の運営を幅広く支援することで、団員のモチベーションアップや、魅力ある消防団づくりにつなげていくことを目的として、平成 27 年度に「消防団活動充実強化費」を新たに創設しました。

《各消防団の主な執行内容》

- ・ 装備関係 (LED ヘッドライト、防火ズボン、低水位ストレーナー、訓練用 AED の整備等)
- ・ 器具置場関係 (エアコンの設置、災害対応用ホワイトボードの整備等)
- ・ 団員確保 (団員募集用ポスターの作成、広報用啓発物品の購入、広報誌の発行等)
- ・ 活動環境 (備蓄食料及び災害活動用飲料水の整備、長時間の訓練実施に伴う弁当等)
- ・ 各種研修 (団員研修や訓練等に係る経費、防災視察研修のためのバス借上げ等)